

競技方法と競技上の注意

(1) 競技は、近的競技・遠的競技ともに、第1射場・第2射場に区分し、1射場3人立で行う。

近的競技は、坐射で、遠的競技は立射で行う。射場間は、近的競技 3.6m、遠的競技 1.8m、射位における選手相互の間隔は、近的競技 1.8m、遠的競技 1.6mとする。

(2) 射場内は、「今の立」「次の立」とし、射場外に、第1控～第4控をおく。

「次の立」は、近的競技は本座において跪坐し、遠的競技は椅子に着席して待つ。

(3) 招集について

ア 各種目とも競技開始時刻の15分前に招集を開始する。

イ 予選の招集は、主として掲示によって行う。選手監督控所に掲示板（招集ボード）を置き、競技の流れを示すので、選手はこれによって競技の進行を把握し、招集に遅れないこと。放送による呼出し等を行わない。

ウ 選手・監督(監督代行)の確認および弓具の点検(矢摺籐の長さ、目印の有無、矢尻の形態、弓道衣等)は、第4控で行う。不備がある場合は、射場に入場する前までに修正のこと。入場時に適合しない場合は失権とする。

(4) 入退場について、選手および監督は、次の要領にて行射を行う。

ア 近的競技

① 予選において前立がない時は、進行委員の指示により入場し、本座で跪坐をして待つ。

進行主任の「始め」の合図により揖をして立ち、射位に進む。行射後は順次退場する。

② 予選において前立がある時は、「今の立」の3射目の最後の弦音で入場し（進行委員が指示する）、本座で跪坐をして待つ。進行主任の「始め」の合図で揖をして立ち、射位に進む。

行射後は順次退場する。

③ 決勝トーナメント戦は、進行委員の指示により入場し、本座に跪坐をして待つ。進行主任の「始め」の合図で揖をして立ち、射位に進む。行射後本座に復し、跪坐をして待つ。進行主任の「第1射場〇〇中、第2射場〇〇中、よって第〇射場の勝ち」の宣言の後、「退場」の合図で退場する。

- ④ 決勝トーナメント戦の同中競射においては、選手は本座で進行委員から替矢 1 本を受け取る。進行主任の「同中競射を行います」（又は「同中競射を続行します」）の宣言の後、「始め」の合図で揖をして立ち、射位に進む。行射後本座に復し、跪坐をして待つ。勝敗の判定を受け、勝敗がつけば「退場」の合図で退場する。同中の場合は、競射を継続する。矢取りは、1 射毎に行う。（矢返は 4 本ごとに実施する）
- ⑤ 第 5 位～第 8 位決定戦は、①～④に準じて、第 3 位・第 4 位決定戦は、③～④に準じて行う。

イ 遠的競技

- ① 予選において前立がない時は、進行委員の指示により入場し、椅子に着席をして待つ。進行主任の「起立」の合図で本座に立ち、「始め」の合図で揖をして、射位に進む。行射後は順次退場する。
- ② 予選において前立がある時は、「今の立」の 3 射目の最後の弦音で入場し（進行委員が指示）、椅子に着席をして待つ。進行主任の「起立」の合図で本座に立ち、「始め」の合図で揖をして、射位に進む。行射後は順次退場する。
- ③ 決勝トーナメント戦は、進行委員の指示により入場し、椅子に着席をして待つ。進行主任の「起立」の合図で本座に立ち、「始め」の合図で揖をして、射位に進む。行射後、本座に復し椅子に着席をして待つ。進行主任の「第 1 射場〇〇点（〇〇中）、第 2 射場〇〇点（〇〇中）、よって第〇射場の勝ち」の宣言の後、「起立」「退場」の合図で退場する。
- ④ 決勝トーナメント戦の同点・同中(同順)競射においては、選手は本座で進行委員から替矢 1 本を受け取る。進行主任の「同点・同中(同順)競射を行います」（又は「同点・同中(同順)競射を続行します」）の宣言の後、「起立」の合図で本座に立ち、「始め」の合図で揖をして、射位に進む。行射後、本座に復し椅子に着席をして待つ。勝敗がつけば「起立」「退場」の合図で退場する。同点・同中(同順)の場合は、競射を継続する。矢取りは、1 射毎に行う。（矢返は 4 本ごとに実施する）
- ⑤ 第 5 位～第 8 位決定戦は、①～④に準じて、第 3 位・第 4 位決定戦は、③～④に準じて行う。

ウ 近的競技・遠的競技共通

- ① 射場への入場は、後方出入口から、退場は前方出入口からとする。
- ② 入場は、第 1 射場選手、第 1 射場監督、第 2 射場選手、第 2 射場監督の順に行う。
- ③ 決勝トーナメント 1 回戦における勝者は第 4 控に集合し、弓具点検を受けた後、第 3 控に移動する。第 5 位～第 8 位決定戦終了後、準決勝戦を行う。

資料②

決勝トーナメント 1 回戦における敗者は、退場後に矢返を待って、第 3 控に移動し、第 5 位～第 8 位決定戦を行う。(第 5 位～第 8 位決定戦は、団体 6 射(各自 2 射 1 回))

- ④ 第 5 位～第 8 位決定戦の行射退場後、選手および監督は、直接、第 3 控もしくは第 2 控で待機し、競技に備える。(弓具点検は実施しない。的中(得点)の上位から順位決定戦の競技を行う。)
- ⑤ 準決勝戦における勝者は第 3 控に集合する。第 3 位・第 4 位決定戦終了後、決勝戦を行う。
準決勝戦における敗者は、退場後に矢返を待って、第 2 控へ集合する、第 3 位・第 4 位決定戦を行う。(第 3 位・第 4 位決定戦は、団体 6 射(各自 2 射 1 回))
- ⑥ 第 4 控の場所について
 - ・予選：近的及び遠的とも 1 階主競技場内
 - ・決勝：近的は 2 階相撲場、遠的は遠的場とする。

(5) 決勝トーナメント戦の競技順序は、次のとおりとする。

- ①1 回戦 ②第 5 位～第 8 位決定戦 ③準決勝戦 ④第 3 位・第 4 位決定戦 ⑤決勝戦

(6) 替矢は 2 本用意すること。使用しない矢は監督(監督代行)が所持する。

(替矢を準備していない団体は失権となる場合がある)

(7) 行射時間は、進行主任の「始め」の合図で、計時委員が計測を開始する。制限時間の 30 秒前に予鈴を鳴らし、制限時間超過を確認して本鈴を合図する。本鈴と同時に射離した矢は無効とする。射残した矢は失権とする。

ア 1 団体 12 射(各自 4 射)の制限時間は、

近的競技 7 分 30 秒以内、遠的競技 6 分 30 秒以内とする。

イ 1 団体 6 射(各自 2 射)の制限時間は、

近的競技 4 分 30 秒以内、遠的競技 4 分以内とする。

ウ 1 団体 3 射(各自 1 射)の場合、制限時間は設けないが、近的競技 2 分 30 秒以内、遠的競技 2 分以内を目安に行射する。(弦音、打起しを励行する)

エ 「自団体に起因しない事故で審判が停止指示をした場合」は、行射中の 2 射場とも「制限時間はなし」とする。ただし、行射の前後動作が殊更間延びする時は注意する。

オ 「弦切れ」の処理及び弓の破損による替弓の処理時間は、「制限時間内」とする。

資料②

- (8) 競技進行中における行射停止は、的前における赤旗掲出や審判委員又は進行主任の「行射やめ」「取懸やめ」等の指示で行う。行射再開は、赤旗の撤去と進行主任の「始め」の合図による。行射停止指示があった場合は、第1射場、第2射場とも、「制限時間はなし」とする。ただし、行射の前後動作がさらに間延びする時は注意する。
- (9) 替弓・替弦・替矢の射場内の持込み方法は、次のとおりとする。
- ア 替弦・替矢は、監督(監督代行)が選手の後が続いて持参する。替弓は監督または、監督の要請を受けて進行委員が持込む。
- イ 替弓は、指定場所に置く。(今の立用・次の立用を準備する)
- (10) 替弓・替弦の処理方法について、弦切れ(替弦・替弓)および弓の破損(替弓)の場合は、進行委員と監督(監督代行)が処理を行う。
- ① 弦切れの場合は、選手は直ちに弓を進行委員に渡し、進行委員は監督(監督代行)に渡す。
- ② 監督(監督代行)は、替弦(替弓)の処置をして、進行委員に渡す。
- ③ 進行委員は、作法に従い速やかに弓を選手に渡す。選手はこの間に切れ弦の処理をする。
- (11) 筈(箆)こぼれの場合は、矢の処理は選手が行う。その後、矢は進行委員が預かり、退場後監督(監督代行)に渡す。最後の射の矢の場合は、選手が処理し自分で持ち退場する。
- (12) 筈割れの場合は、選手は右手を挙げて進行委員へ矢の交換を申告する。進行委員は、矢を確認して預かり、監督の所で替矢と交換した矢を進行委員が選手へ渡す。
- (13) 射場内での異議申立は、矢を抜き始めるまでに監督(監督代行)が監督席において、挙手と発声にて進行委員に申し立てる。矢を抜き始めた後は受け付けない。行射中に発生した事故等(弓道競技規則39条～46条に該当する事項等)についても同様とする。
- (14) 監督(監督代行)は、記録の確定(矢取り開始の時点)を確認して退場する。
- (15) 矢は、所定の矢返所(矢立箱)に戻す。
- (16) 矢返しが必要な場合は、次の手順とする。

- ① 進行委員(矢返係から直接受け取る)から監督(監督代行)に返却する。
 - ② 監督(監督代行)が必要な矢を選び、進行委員に預け選手に渡す。
- (17) 決勝トーナメント戦の組合せ抽選は、近的競技・遠的競技それぞれの射場で行う。予選通過団体の監督(監督代行)は、第 1 控または第 2 控に集合し、射場へは進行委員が誘導する。抽選は予選立順の早い団体から行う(予備抽選はしない)。抽選に間に合わない団体は、残りくじとする。2 団体以上の場合は、役員が残りくじを引く。
- (18) 矢羽の使用については、弓道競技規則 20 条、矢羽の使用に関する準則に則り、該当の矢羽を使用する場合は、トレーサビリティ(証明書)を作成して携行すること。
- (19) 進行主任の行う合図は、進行委員が代わって行うことができる。
- (20) 近的弓道場の建物の構造上、時間帯によっては日光が矢道を照らすことがある。